

熱海市浄水管理センター等運転管理業務委託  
(令和3年度～令和7年度)

一 般 仕 様 書

## 目 次

第1章	総則
第1条	<a href="#">(目的)</a>
第2条	<a href="#">(業務の履行義務)</a>
第3条	<a href="#">(業務の内容等)</a>
第4条	<a href="#">(業務の範囲)</a>
第5条	<a href="#">(業務期間)</a>
第6条	<a href="#">(関係法令等の遵守)</a>
第7条	<a href="#">(指示等及び協議の書面主義)</a>
第8条	<a href="#">(再委託)</a>
第9条	<a href="#">(発注図書の変更等)</a>
第10条	<a href="#">(著作権の譲渡等)</a>
第11条	<a href="#">(特許権等の使用)</a>
第12条	<a href="#">(損害の負担)</a>
第13条	<a href="#">(責任限度)</a>
第14条	<a href="#">(監督員の職務)</a>
第15条	<a href="#">(業務代理人の要件及び職務)</a>
第16条	<a href="#">(副業務代理人・業務主任者の選任及び要件)</a>
第17条	<a href="#">(電気工作物のみなし設置者)</a>
第18条	<a href="#">(電気主任技術者の選任及び責務)</a>
第19条	<a href="#">(業務関係者に関する措置)</a>
第2章	業務の準備等
第20条	<a href="#">(施設機能の確認)</a>
第21条	<a href="#">(施設機能の確認及び監視に係る委託者の委託)</a>
第22条	<a href="#">(契約開始時における対象施設に関する合意)</a>
第23条	<a href="#">(業務実施計画書)</a>
第24条	<a href="#">(有資格者)</a>
第3章	業務範囲の補足及び業務形態
第25条	<a href="#">(修繕の取り扱い)</a>
第26条	<a href="#">(消耗品の取り扱い)</a>
第27条	<a href="#">(補修及び補修塗装業務)</a>
第28条	<a href="#">(調整及び交換業務)</a>
第29条	<a href="#">(業務形態)</a>
第4章	業務書類等
第30条	<a href="#">(業務書類等)</a>
第31条	<a href="#">(業務実施計画書等)</a>
第5章	検査及び支払い等
第32条	<a href="#">(検査及び引渡し)</a>
第33条	<a href="#">(委託料の内訳)</a>
第34条	<a href="#">(委託料の支払い)</a>
第35条	<a href="#">(薬品費・動力費の年間処理水量変動に基づく委託料の変更)</a>
第36条	<a href="#">(業務要求水準未達に伴う委託料の減額)</a>

- 第 37 条 [\(受託者の責任の免除\)](#)
- 第 38 条 [\(人件費・動力費の社会情勢に伴う変動に基づく委託料の変更\)](#)

## 第 6 章 業務要領

- 第 39 条 [\(運転監視業務の要領\)](#)
- 第 40 条 [\(日常・巡視点検の要領\)](#)
- 第 41 条 [\(保守点検業務の要領\)](#)
- 第 42 条 [\(水質分析業務の要領\)](#)
- 第 43 条 [\(環境整備業務の要領\)](#)
- 第 44 条 [\(ユーティリティ調達業務の要領\)](#)
- 第 45 条 [\(異常時の措置に関する業務要領\)](#)
- 第 46 条 [\(災害時の措置\)](#)
- 第 47 条 [\(苦情等に対する対応\)](#)

## 第 7 章 VE 提案

- 第 48 条 [\(VE 提案について\)](#)
- 第 49 条 [\(VE 提案の範囲\)](#)
- 第 50 条 [\(VE 提案の提出\)](#)
- 第 51 条 [\(VE 提案の審査、採用及び契約の変更\)](#)
- 第 52 条 [\(VE 提案が採用された場合の契約変更等\)](#)
- 第 53 条 [\(提案内容の保護\)](#)
- 第 54 条 [\(VE 提案に係る部分の品質保証\)](#)
- 第 55 条 [\(責任の所在\)](#)
- 第 56 条 [\(VE 提案提出費用\)](#)
- 第 57 条 [\(補足\)](#)

## 第 8 章 受託者の責任等

- 第 58 条 [\(受託者の責任\)](#)
- 第 59 条 [\(放流水質等の基準\)](#)
- 第 60 条 [\(放流水質等の法定基準を達成できない場合の対応\)](#)
- 第 61 条 [\(放流水質等の目標値を達成できない場合の対応\)](#)
- 第 62 条 [\(脱水汚泥性状の基準\)](#)
- 第 63 条 [\(脱水汚泥性状の遵守基準を達成できない場合の対応\)](#)
- 第 64 条 [\(脱水汚泥性状の目標値を達成できない場合の対応\)](#)

## 第 9 章 その他

- 第 65 条 [\(電力会社及び電力契約\)](#)
- 第 66 条 [\(受託者による効率化方策の提案\)](#)
- 第 67 条 [\(受託者による投資の提案\)](#)
- 第 68 条 [\(貸与品等\)](#)
- 第 69 条 [\(安全の確保\)](#)
- 第 70 条 [\(業務の引継ぎ\)](#)
- 第 71 条 [\(経費の負担\)](#)
- 第 72 条 [\(管轄裁判所\)](#)
- 第 73 条 [\(雑則\)](#)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本仕様書は、熱海市浄水管理センター、伊豆山浜中継ポンプ場、南熱海中継ポンプ場、南熱海幹線管路トンネル、南熱海幹線中継施設、泉地区採水5箇所、寺山マンホールポンプ(以下、「浄水管理センター等」という。)の包括的民間委託業務を円滑に行い、浄水管理センター等の機能を十分に発揮し、適正な運営を図るため運転管理業務委託に係る仕様を定めるものとする。

### (業務の履行義務)

第2条 受託者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、浄水管理センター等の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書、特記仕様書、その他関係書類(現場説明書を含む)等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行するものとする。

2 この契約に伴い、委託者は下水道法上の責任を負い、受託者は業務履行上の責任を負うものとする。

3 受託者は、発注図書(契約書、一般仕様書、特記仕様書、設計書、質問回答書等をいう。)に定めがある場合、又は前項の協議がある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めなければならない。

4 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に報告するものとする。

5 受託者は、浄水管理センター等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄水管理センター等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれにあたり、創意工夫し、設備の予防保全、延命化に努めるものとする。

6 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備するものとする。

7 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出するものとする。ただし、受託者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

### (業務の内容等)

第3条 包括的民間委託業務の内容及び対象施設等、業務に関し受託者が達成しなければならない水準(以下「要求水準」という。)は、発注図書に定めるとおりとする。

2 委託者は、その法的責任を果たすために必要と認めたときは、業務に関する指示を受託者、又は熱海市業務委託契約約款(以下、「約款」という。)第7条に定める業務代理人に対して行うことができるものとする。

この場合において、受託者又は業務代理人は、当該指示に従い業務を実施しなければならないものとする。

3 受託者は、第1項の業務について、この契約等に特別に定めがある場合を除き、自らの裁量により決定し、業務を行うことができるものとする。

#### (業務の範囲)

第4条 受託者の業務範囲は次に掲げるものとし、詳細については特記仕様書第5条に記載するものとする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 水質分析業務
- (4) 環境整備業務
- (5) 修繕業務
- (6) ユーティリティ調達業務
- (7) 設備関連台帳管理業務
- (8) 緊急時の対応
- (9) 見学者への対応
- (10) 業務期間満了時の引き継ぎ
- (11) その他の業務

#### (業務期間)

第5条 業務期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヵ年とする。

また、受託者は契約日から業務開始日の前日までを業務準備のための期間とし、受託者の費用により、第2章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。

なお、業務期間完了後、速やかに受託者の費用により清算及び報告書提出並びに未済事項の完了を行うものとする。

#### (関係法令等の遵守)

第6条 受託者は、業務の実施にあたり、下水道法、水質汚濁防止法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法その他関係法令を遵守しなければならない。

#### (指示等及び協議の書面主義)

第7条 発注図書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答（以下、「指示等」という。）は、書面により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができるものとする。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、遅滞無くこれを相手方に通知するものとする。

3 委託者及び受託者は、本契約書その他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。この書面（議事録）は、速やかに委託者へ提出するものとする。

#### (再委託)

第8条 約款第5条に定める再委託の禁止に関する事項について、受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者にその業務の一覧（委託し、又は請け負わせる者の商号又は名称その他必要な事項）を通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。

#### (発注図書の変更等)

第9条 委託者は、必要があると認めるときは、発注図書又は業務の指示の変更内容を受託者に通知して、発注図書を変更することができるものとする。この場合において、委託者は必要があると認められるときは、委託期間もしくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

#### (著作権の譲渡等)

第10条 受託者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 委託者は、成果品が著作物に該当するとしなければならず、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができるものとする。

3 委託者は、成果品が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができるものとする。

4 受託者は、成果品が著作権に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、成果品が著作権に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができるものとする。

5 受託者は、成果品が著作権に該当するとしなければならず、約款第29条の規定により、委託者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、内容を公表することができるものとする。

6 委託者は、受託者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができるものとする。

#### (特許権等の使用)

第11条 受託者は、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、発注図書に特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (損害の負担)

第12条 この契約に定める業務に関して生じた損害（第三者に対する損害は除く。）は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害（第9項に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の責に帰する理由により生じたものは、委託者が負担するものとする。

2 委託者及び受託者の責の分担については、別紙1に基づくものとし、それ以外の場合は委

託者及び受託者で協議して定めるものとする。

- 3 業務を行うにつき生じた第三者に及ぼした損害について(第5項に規定する損害を除く。)、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担するものとする。委託者の責に帰すべき事由により、受託者が第三者に対して損害賠償を負う場合、受託者は委託者に対して求償権を行使することができるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(第9項に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示その他委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担するものとする。ただし、受託者が委託者の指示その他委託者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。  
受託者の責に帰すべき事由により、委託者が第三者に対して損害賠償を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができるものとする。
- 5 業務を行うにあたり、通常避けることのできない騒音、振動、臭気等の理由により第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、委託者が賠償額を負担するものとする。ただし、業務を行うにあたり、受託者が善管注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担するものとする。
- 6 委託者又は受託者が第三者からの損害の賠償請求を受けた場合は、直ちに相手方に報告するものとする。
- 7 委託者又は受託者が第三者と和解する場合、相手方に事前に報告をするものとする。また、その結果についても速やかに報告するものとする。ただし、和解条件に秘匿条件が盛り込まれている場合にはこの限りではない。
- 8 業務を行うにつき、第三者との間に紛争が生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその解決に当たるものとする。
- 9 受託者は、その損害の賠償額を補填できるだけ、別紙6に定める損害賠償保険に加入するものとする。
- 10 受託者は、契約締結後、加入した保険の証明書、又は証書の写し等を委託者に提出するものとする。

#### (責任限度)

第13条 受託者が委託者に支払うべき損害賠償額は、当該年度の業務委託費の10分の5を上限とする。ただし、受託者の故意又は重大な過失により損害が生じた場合の費用については、責任限度を設けないものとする。

#### (監督員の職務)

第14条 約款第6条に定める監督員の職務は次に掲げるものとする。

- (1) 契約の履行について、業務代理人への指示又は協議
- (2) 業務実施計画書の承諾又は協議
- (3) 業務の進捗の確認及び履行状況の調査
- (4) 業務の検査及び合否の通知

#### (業務代理人の要件及び責務)

第15条 約款第7条に定める業務代理人は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 受託者の自社と直接的且つ恒常的な雇用関係にある者であること。

(2) 下水道法第22条第2項（下水道法施行令第15条の3）に定める資格を有する者であること。

(3) 契約時において、過去10年以上、次に掲げる施設を有する下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務に従事した経験を有する者であること。

一日当たり汚水45,000 m<sup>3</sup>以上の処理能力を有し、分流式かつ標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む）を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設

2 業務代理人は、現場の最高責任者として、業務全般にわたり受託者の従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めなければならない。

3 業務代理人は、契約書、一般仕様書、特記仕様書及びその他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。

4 従事者の研修を行い、技術の向上及び安全の確保に努めるものとする。

5 業務代理人は、設備及び管理状況を的確に把握し、異常事態発生等においても対処できるように努めるものとする。

なお、巨大地震の発生による大津波など、従事者の人命を損なうことが明らかな災害発生に対しては、従事者の生命を優先するものとする。

6 業務代理人と業務主任者とは、これを兼ねることはできないものとする。

#### （副業務代理人・業務主任者の選任及び要件）

第16条 受託者は、約款第7条に定める業務代理人の代理者として、副業務代理人及び機械設備管理、電気設備管理、水質管理担当ごとに業務主任者を定め、氏名、その他必要な事項を委託者に通知するものとする。変更する場合も同様とする。

選任要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 副業務代理人及び業務主任者は自社と直接的且つ恒常的な雇用関係にある者であること。

(2) 副業務代理人は過去8年以上、業務主任者は過去5年以上、次に掲げる施設を有する下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務に従事した経験を有する者であること。

一日当たり汚水45,000 m<sup>3</sup>以上の処理能力を有し、分流式かつ標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む）を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設

2 副業務代理人は、業務主任者を兼ねることができるものとする。

#### （電気工作物のみなし設置者）

第17条 受託者は、みなし設置者として、特記仕様書第5条に定めた施設の自家用電気工作物の工事、維持及び運用を行うものとする。

2 受託者は、従事者の中から電気主任技術者を選任し、氏名その他必要事項を委託者に通知するものとする。なお、再委託する場合は、事前に委託者の承諾を得るものとする。変更する場合も同様とする。

3 受託者は、自家用電気工作物に関し、電気事業法第42条第1項の規定に定めた保安規定を電気主任技術者の参画のもと作成し、所轄の産業保安監督部に届出を行うものとする。

4 受託者は、保安規定に変更を生じた場合は、遅滞なく変更した事項を所轄の産業保安監督部に届出を行うものとする。

5 委託者は、受託者の作成した保安規定の内容を遵守するものとする。

- 6 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用のため必要な事項を、電気主任技術者に連絡する連絡責任者を指定しておくものとする。
- 7 委託者は、連絡責任者に変更があった場合は、遅滞なく受託者に通知するものとする。
- 8 当該自家用電気工作物に関し、本書に定めた事項及び以外の事項について疑義が生じた場合には、委託者、受託者双方誠意をもって協議の上処理するものとする。

#### (電気主任技術者の選任及び職務)

- 第18条 電気主任技術者は、電気事業法第39条第1項の規定に基づき、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督を行うものとする。
- 2 電気主任技術者は、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するにあたり、委託者と協議又は助言を行うこと。
  - 3 委託者は電気主任技術者として選任した者の指示、意見を尊重するものとする。
  - 4 当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に電気保安のために行う指示に従うものとする。

#### (業務関係者に関する措置)

- 第19条 委託者は、受託者の業務の実施にあたる従事者、もしくは約款第5条の規定により、受託者から業務を委託され、もしくは請け負った者がその業務の実施にあたり、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その事由を明示した書面により、必要な措置を求めることができるものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係わる事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に委託者に通知するものとする。
  - 3 受託者は、担当職員がその職務の執行につき、著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その事由を明示した書面により、必要な措置を求めることができるものとする。
  - 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係わる事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に受託者に通知するものとする。

## 第2章 業務の準備等

### (施設機能の確認)

第20条 委託者及び受託者は、業務開始前までに双方立会いのもと、特記仕様書第2条及び別紙7の施設及び設備の機能確認を行うものとする。

2 受託者は、前項の機能を確認の後、その結果を機能確認書に記載し、確認終了後から14日以内に委託者に提出し、承諾を受けるものとする。機能確認書の書式は、受託者の提案する書式とし、委託者が承諾したものとする。

3 委託者及び受託者は、必要があると認められるときは、相手方に対し施設及び設備の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができるものとする。この場合において、速やかに双方立会いのもと、機能確認書により機能確認を行うものとする。委託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、受託者に必要な対応を行うよう指示することができるものとする。

4 委託者及び受託者は、契約期間終了にあたっては、契約終了日までに、双方立会いのもと、機能確認書により施設及び設備の機能確認を行うものとする。

5 受託者は、前項の機能確認が完了したときは、その結果を機能確認書に記載し、確認終了日から14日以内に委託者に提出し、承諾を得なければならないものとする。

6 受託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が明らかに受託者の責に帰する事由により確保されないと認められるときは、委託者に損害の賠償をしなければならないものとする。

### (施設機能の確認及び監視に係る委託者の委託)

第21条 委託者は、前条に定める施設機能の確認及び監視を、適切な第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

### (契約開始時における対象施設に関する合意)

第22条 委託者及び受託者は、本業務対象施設は特記仕様書第2条及び別紙7に定めるとおりのものであることを合意するものとする。

### (業務実施計画書)

第23条 受託者は、業務期間内の当該年度毎の業務実施計画書を作成することとし、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 業務概要に関すること
- (2) 業務履行の基本方針に関すること
- (3) 履行体制に関すること
- (4) 運転管理計画に関すること
- (5) 保守点検計画に関すること
- (6) 水質分析計画に関すること
- (7) 環境整備計画に関すること
- (8) 修繕計画に関すること
- (9) ユーティリティ調達計画に関すること
- (10) その他の業務に関すること
- (11) 緊急時の対応計画に関すること

- (12) エネルギー管理・地球環境への配慮に関すること
- (13) 見学者への対応に関すること
- (14) 安全衛生管理計画に関すること
- (15) 契約期間満了時の引き継ぎに関すること

**(有資格者)**

第24条 受託者は、業務の履行にあたっては、次に掲げる有資格者を配置して実施するものとする。

- (1) 下水道法第22条第2項に定める資格を有する技術者
- (2) 電気主任技術者
- (3) 第1種電気工事士
- (4) 乙種第四類危険物取扱者
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (6) クレーン特別講習修了者
- (7) 玉掛け技能講習修了者
- (8) その他業務上必要とする法令等で定められた資格者

### 第3章 業務範囲の補足及び業務形態

#### (修繕の取扱い)

- 第25条 受託者は、特記仕様書第5条に定める施設、設備等の機能を正常に発揮、維持できるよう、
- 1 件当たりの金額が80万円以下（消費税及び地方消費税を含まない）の修繕業務を行うものとする。
  - 2 80万円を超える（消費税及び地方消費税を含まない）金額の修繕は、原則委託者が行うものとし、受託者は委託者の要請に基づき、機器の運転等必要な支援を行うものとする。
  - 3 委託者は、業務内容等の変化に応じて、修繕基準額を変更できるものとする。基準額の変更については、委託者と受託者で協議して行うものとする。
  - 4 修繕の委託費は、別紙2に掲げるとおりとし、超過分または不足分については、各年度末に精算を行うものとする。
  - 5 受託者は、修繕業務を実施する場合は、事前に明細書を提出し委託者の承諾を得るものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでなく、事後、委託者及び受託者で協議するものとする。
  - 6 受託者は、修繕業務における使用部品について、仕様変更による性能低下を起こすことがないように実施するものとする。
  - 7 受託者は、修繕の結果について修繕報告書に記録し、委託者に報告するものとする。
  - 8 受託者が、監督員の指示により修繕工事等の復旧を行い、その内容が業務範囲の対象外である場合、これに要した費用は委託者が負担するものとする。
  - 9 受託者は、修繕の発注において、地元企業の受注機会の確保に努めるものとする。

#### (消耗品の取扱い)

- 第26条 受託者は、別紙5の消耗品リストと同類の消耗品について調達を行うものとする。ただし、
- 1 件当たりの金額が50万円以下（消費税及び地方消費税を含まない）のものに限る。
  - 2 50万円を超える（消費税及び地方消費税を含まない）金額の物品調達については、原則委託者が行うものとする。
  - 3 委託者は、業務内容等の変化に応じて、1件当たりの物品調達基準額を変更できるものとする。金額の変更については、委託者及び受託者で協議して行うものとする。
  - 4 消耗品の委託費は別紙2に掲げるとおりとし、超過分または不足分については、各年度末に精算を行うものとする。
  - 5 修繕費・消耗品費については、委託者及び受託者協議の上で、双方を振り替えることができるものとする。
  - 6 受託者は、消耗品・物品の調達において、地元企業の受注機会の確保に努めるものとする。

#### (補修及び補修塗装業務)

- 第27条 受託者は、設備点検等により発見した不良箇所若しくは、故障の発生した破損個所のうち、現場で可能な軽微な補修及び補修塗装を行うものとする。
- 2 受託者は、補修及び補修塗装の結果について、補修報告書に記録し、委託者に報告するものとする。

### (調整及び交換業務)

第28条 受託者は、各機器が正常に動作するように調整及び交換を行うものとする。なお、調整及び交換の対象機器及び報告については、特記仕様書第5条に記載する。

2 受託者は、次に掲げる調整及び交換を実施するものとする。

- (1) 各機器の消耗品の交換
- (2) 各機器のオイル交換、グリースアップ
- (3) 制御に関する発信器の専門的技術を必要としない点検及び調整

### (業務形態)

第29条 受託者は、業務の履行にあたり原則として次に掲げる業務形態により行うものとする。

(1) 運転業務

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ① 浄水管理センター（水処理）  | 24時間連続とする             |
| ② 浄水管理センター（汚泥処理） | 日曜日及びエコプラント姫の沢休止日以外の日 |
| ③ 伊豆山浜中継ポンプ場     | 業務実施計画による             |
| ④ 南熱海中継ポンプ場      | 業務実施計画による             |
| ⑤ 南熱海幹線中継施設      | 業務実施計画による             |
| ⑥ 南熱海幹線管路トンネル    | 業務実施計画による             |
| ⑦ 寺山マンホールポンプ     | 業務実施計画による             |

(2) 保守点検業務

業務実施計画による

(3) 水質分析業務

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| ① 熱海市浄水管理センター   | 業務実施計画による |
| ② 熱海市泉地区(採水5箇所) | 業務実施計画による |

(4) 環境整備業務

業務実施計画による

(5) 修繕業務・補修及び補修塗装業務

必要の都度

(6) 調整及び交換業務

必要の都度

(7) ユーティリティ調達業務

必要の都度

## 第4章 業務書類等

### (業務書類等)

第30条 受託者は、業務の履行に当たり次に掲げる書類を定められた期間内に提出するものとする。

- (1) 着手届（契約締結後14日以内）
- (2) 業務代理人及び副業務代理人届（契約締結後10日以内）
- (3) 損害賠償保険の証明書又は証書の写し（契約締結後10日以内）
- (4) 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・誓約書（契約締結後10日以内）
- (5) 当該年度に係る業務実施計画書（業務開始10日前まで）
- (6) 業務主任者、電気主任技術者届（業務開始10日前まで）
- (7) 貸与品等借用願（貸与品等を受ける日から10日以内）
- (8) 場内駐車許可願（業務開始10日前まで）
- (9) その他必要なもの

### (業務実施計画書等)

第31条 受託者は、当該月に係る業務実施計画書として、次の各号に掲げる月間業務実施計画を前月末までに提出するものとする。

- (1) 運転業務実施計画
  - (2) 保守点検業務実施計画
  - (3) 水質分析業務実施計画
  - (4) 環境整備業務実施計画
  - (5) ユーティリティ調達計画
  - (6) 補修・修繕実施計画書（当該月に実施する場合）
  - (7) 業務代理人、副業務代理人、業務主任者の配置予定表
  - (8) その他実施を予定する業務に関する計画
- 2 受託者は、当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる月間業務完了報告を翌月の10日までに提出するものとする。
- (1) 前項(1)から(4)の業務実施計画の実績に関する報告
  - (2) 前項(5)から(7)において実施した業務実績に関する報告
  - (3) 当該月の浄水管理センター等の施設管理状況に関する報告
- 3 前項(3)の浄水管理センター等の施設管理状況報告には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 浄水管理センター等の施設管理状況説明
  - (2) 運転管理月報
  - (3) 故障等緊急対応・措置月報（不具合報告月報）
- 4 受託者は、当該年度終了後、当該年度に係る年間業務完了報告書に次に掲げる書類を添付し、速やかに提出するものとする。
- (1) 当該年度の浄水管理センター等施設管理状況説明
  - (2) 運転管理年報
  - (3) 水質分析年報
  - (4) 分析薬品管理台帳

- (5) 保守点検年報
  - (6) 修繕年報
  - (7) 環境整備年報
  - (8) ユーティリティ調達年報（備消耗品在庫表を含む）
  - (9) 緊急等対応・措置年報
  - (10) その他業務年報
  - (11) 設備管理台帳
- 5 受託者は、契約満了に伴い委託期間満了日から速やかに、次に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 契約業務完了届
  - (2) 契約業務完了報告書

## 第5章 検査及び支払い等

### (検査及び引渡し)

- 第32条 委託者は、約款第13条の規定による完了の報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認しなければならない。
- 2 受託者は、当該月、当該年度終了時及び契約期間終了時に特記仕様書第9条に定める方法により、委託者の業務検査を受けるものとする。
  - 3 委託者が前項の規定に検査を完了したときは、業務の成果品の引渡しが行われたものとみなす。
  - 4 受託者は、第1項の検査の結果、当該成果品の補修を命ぜられたときは、直ちに補修して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし、前項の規定を適用する。
  - 5 再委託業務による各種点検等についても同様とする。

### (委託料の内訳)

第33条 委託料の内訳は、別紙2委託料内訳書によるものとする。

### (委託料の支払い)

- 第34条 業務委託料の支払いは、各年度について契約額の5分の1とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、最終年度に精算するものとする。その支払いは、毎月とし、その額は、それぞれの年度の12分の1とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、各年度の最終月に精算するものとする。
- 2 次の各号に掲げるの委託料の変更については、当該年度ごとに、その最終月に精算を行うものとする。
    - (1) 薬品費、動力費の年間処理水量の増減に伴う委託料の増減
    - (2) 業務要求水準未達に伴う委託料の増減
    - (3) 人件費、動力費の社会情勢の変化に伴う変動に基づく委託料の増減
    - (4) 修繕費の増減に伴う委託料の増減
    - (5) 消耗品費の増減に伴う委託料の増減ただし、最終月だけで精算を行うことが困難であるときは、これを前倒しで行うことができるものとする。

### (薬品費・動力費の年間処理水量変動に基づく委託料の変更)

- 第35条 各年度の年間処理水量の実績が確定したときは、別紙3に定めるところにより、各年度の薬品費・動力費の委託料の額を変更することができるものとする。
- 2 各年度の年間処理水量の変動が特記仕様書第2条(1)⑤に定める各年度の年間処理水量の1,000分の50を超えない場合はこの限りではない。
  - 3 前項の業務委託料の変更については、委託者と受託者との協議を行うものとする。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合、委託者が定め、受託者に通知するものとする。
  - 4 前項の協議開始日については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。ただし、変更事由が生じたにも関わらず、委託者が協議開始日を受託者に通知しない場合は、

受託者が協議開始日を定め、委託者に通知するものとする。

**(業務要求水準未達に伴う委託料の減額)**

第36条 委託者の実施する検査において、特記仕様書第18条に規定する業務要求水準を達成していない状況（以下「要求水準未達」という。）が判明したときは、一般仕様書第60条、第61条及び第63条、第64条に定めるところにより、別紙4-1に基づき、委託料の額を減額するものとする。ただし、受託者の責に帰すことができない理由により業務要求水準未達の状況が生じた場合は、この限りではない。

**(受託者の責任の免除)**

第37条 委託者は、次に掲げる条件下においては性能未達成時であっても受託者へ責任を求めないものとする。

- (1) 特記仕様書第2条(1)⑤に規定する各年度の日最大処理水量を逸脱する汚水が流入した場合
  - (2) 浄水管理センター等の施設又は水質に重大な影響を及ぼす有害物質、化学物質等が流入した場合
  - (3) 第39条第5項に記載する委託者の指示に基づく運転変更等に起因する場合
  - (4) 委託者が発注した工事、修繕等の影響で施設の処理能力が低下した場合
  - (5) 天災等に起因する場合
  - (6) その他受託者の責に帰すことができない外的要因によると公正に判断できる場合
- 2 前項各号に示した事態が発生した場合、受託者は緊急措置を講じた上で、その事態の内容、想定される浄水管理センター等への影響、緊急措置の内容をただちに委託者へ報告するものとする。

**(人件費・動力費の社会情勢に伴う変動に基づく委託料の変更)**

第38条 別紙2に定める人件費、動力費の社会情勢に伴う変動については、別紙4-2に定めるところにより、各年度の委託料の変更をすることができるものとする。

- 2 前項の業務委託料の変更については、委託者と受託者との協議を行うものとする。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は委託者が定め、受託者に通知するものとする。
- 3 前項の協議開始日については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。ただし、変更事由が生じたにも関わらず、委託者が協議開始日を受託者に通知しない場合は、受託者が協議開始日を定め、委託者に通知するものとする。

## 第6章 業務要領

### (運転監視業務の要領)

第39条 受託者は、発注図書、その他業務の履行に必要とする関係法令を熟知し、完成図書、取扱説明書等に定める運転方法及び業務実施計画書に基づき、浄水管理センター等の機能を適切及び安定して維持するための運転監視操作を継続して行わなければならない。

運転対象範囲は、特記仕様書第5条に記載するとおりとする。

- 2 受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。
- 3 受託者は、大幅な運転の変更、大規模な停止及び再運転を行うときは、事前に委託者と協議するものとする。
- 4 受託者は、施設、設備、機器に異常を発見したときは、委託者に報告するとともに、原因を調査し適切に対処するものとする。
- 5 委託者の指示に基づく運転変更等の場合は、委託者の認める範囲において、特記仕様書第18条に定める遵守すべき業務要求水準を適用しないものとする。

### (日常・巡視点検の要領)

第40条 浄水管理センター等の日常・巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めるものとする。

- 2 日常・巡視点検の内容、頻度等については、別紙10に記載した内容を参考に、受託者が自らの経験及び知識により定め、保守点検業務実施計画に記載するものとする。
- 3 日常・巡視点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意するものとする。
- 4 日常・巡視点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずるとともに、必要に応じ委託者に報告を行うものとする。
- 5 本業務対象施設の敷地内において、外部からの侵入者、違法駐車車両、不法投棄等が発見した場合は、速やかに委託者に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

### (保守点検業務の要領)

第41条 浄水管理センター等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するとともに、延命を図るため必要な点検・測定・調査及び調整・交換を行うものとする。

- 2 保守点検の内容・頻度等については、別紙10に記載した内容を参考に、受託者が自らの経験及び知識により定め、保守点検業務実施計画に記載するものとする。
- 3 受託者は、一般仕様書、特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知するとともに、保守点検業務実施計画に基づいて、適正に保守点検を実施するものとする。
- 4 受託者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的などを熟知し、通常はもちろん、故障、事故発生時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けるものとする。
- 5 受託者は、有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行うものとする。
- 6 受託者は、設備機器の点検結果については保守点検報告書に記録し、委託者に報告するものとする。また、設備機器（経年劣化を含む）の修繕の必要が生じた場合は、委託者に対し

て、修繕が必要となる設備機器の現況及びその理由等を速やかに報告するものとする。

7 受託者は、設備管理台帳を作成し、機器の保全履歴や整備・工事等の情報を保管し、また必要時に速やかに引き出せるようにしておくものとする。

また、設備情報は、常に最新の情報がわかるようにデータを更新しておくものとする。

#### (水質分析業務の要領)

第42条 水質分析業務は、浄水管理センター等の目的を達成するため運転管理に必要な水質及び汚泥の分析・解析を行うものとする。

2 分析の対象項目等は、特記仕様書第13条に記載する他、日常の維持管理において、処理機能の把握のために必要とする試験は、別紙8に記載した内容を参考に、受託者が自らの経験及び知識により定め、水質分析業務実施計画に記載するものとする。

3 分析は、一般仕様書・特記仕様書等に定めるもののほか、下水試験法、JIS規格等に定めるところにより実施するものとする。

4 分析結果に、異常が見られたときには、必要に応じ委託者に報告するものとする。

5 受託者は、第三者機関が実施する法定検査時に、自らも採水し、試験を行うことで分析精度維持に努めるものとする。

6 分析に使用する薬品類には毒劇物に該当する薬品もあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、薬品の在庫管理や薬品庫の施錠等により、盗難等を防止するものとする。

7 受託者は、分析結果について水質分析業務報告書に記録し、委託者に報告するものとする。

(1) 受託者は、各種分析データの情報を保管し、また必要時に引き出せるようにしておくものとする。

(2) 薬品の使用量・在庫等について、分析薬品管理台帳を作成し、その管理状況を記録しておくものとする。この管理記録は、年に1回委託者に報告するものとする。

#### (環境整備業務の要領)

第43条 環境整備業務は、浄水管理センター等の施設を衛生的に維持し、良好な環境を確保するために行うものとする。

2 環境整備業務における対象範囲は、特記仕様書第14条に記載するとおりとする。

3 清掃、樹木等管理などの内容・頻度等は、特記仕様書で定めるものを除き、受託者が自ら定め、環境整備業務計実施計画書に記載するものとする。

4 受託者は、環境整備の結果について環境整備報告書に記録し、委託者に報告するものとする。

#### (ユーティリティ調達業務の要領)

第44条 ユーティリティ調達業務は、浄水管理センター等の運転管理に要する薬品、燃料、光熱水及び備消耗品の調達及び管理を行うものとする。

2 ユーティリティ調達の対象品は、別紙5に示す50万円未満の主要な部品・消耗品、及び別紙9に記載する電力・燃料・薬品・光熱水とする。

3 ユーティリティ調達は、ユーティティ調達計画に基づき、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響が出ないようにするものとする。

4 ユーティリティ調達は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転等に影響が出ないようにするものとする。

- 5 受託者は、月末において、電力、燃料、薬品、光熱水の使用量及び残量を記録し、委託者に報告するものとする。
- 6 受託者は、納入品及び量等をユーティリティ調達報告書に記録し、委託者に報告するものとする。
- 7 受託者は、計量証明書、公共料金支払明細書（写し）、及び必要に応じ品質証明書の書類（写し）を委託者に提出するものとする。
- 8 受託者は、納入品の仕様書・取扱い説明書、納品書・受領書を保管するものとし、委託者は、必要なとき提出を求めることができるものとする。

#### **（異常時の措置に関する業務要領）**

第45条 受託者は、業務において異常を発見した場合には、速やかにその原因を調査し、現場で修復可能な措置、或いは波及防止のための措置を実施し、作業終了後、写真等を添付し委託者に報告するものとする。また、当該作業の費用負担については、委託者、受託者で協議して定めるものとする。

- 2 前項において、浄水管理センター等の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに委託者に報告し、協議して対処するものとする。

#### **（災害時の措置）**

第46条 受託者は、災害時に二次災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、災害を未然に防止するものとする。

#### **（苦情等に対する対応）**

第47条 受託者は、常に適切な施設運営を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得ることに努めるものとする。

- 2 受託者は、苦情等が寄せられた場合、苦情等を受け付けた日時、申立人の氏名及び連絡先、応対者の氏名ならびに応対内容等を記録し、速やかに委託者に報告する。

## 第7章 VE提案

### (VE提案について)

第48条 業務期間中において、委託者は受託者がバリューエンジニアリング（維持コスト・運転コストなどを向上させるため、機器等の改修などによる性能向上、又は同等以上の性能を満足できる機器の交換をいう。以下「VE」という。）提案を行い、委託者がこれを適当と認めた場合は、受託者に対して、委託者が受益する範囲において報奨を行うものとする。

### (VE提案の範囲)

第49条 受託者が、VE提案を行う範囲は、業務履行計画書の内容に係る変更を必要とする場合に限るものとする。

### (VE提案の提出)

第50条 受託者は、VE提案を行う場合には、VE提案書に次に掲げる事項を記載のうえ、委託者に提出しなければならない。

- (1) この契約に規定される内容とVE提案の内容の対比と提案理由
- (2) VE提案の実施方法に関する事項
- (3) VE提案が採用とされた場合の請負代金額の概算削減額及びその算出根拠
- (4) その他VE提案が採用された場合に考慮すべき事項

### (VE提案の審査、採用及び契約の変更)

第51条 委託者は、VE提案の受領後14日以内にその提案を採用するか否かを決定し、受託者に通知するものとする。ただし、委託者は受託者に理由を通知したうえで、この期限を延長することができる。

- 2 委託者は、受託者に対し、VE提案に関する資料、その他の文書を求めることができる。
- 3 委託者は、VE提案を採用した場合には、書面をもって採用する旨を受託者に通知するものとする。
- 4 委託者は、VE提案を採用しなかった場合には、受託者に対し書面をもってその理由を通知するものとする。

### (VE提案が採用された場合の契約変更等)

第52条 委託者は、前条の規定により、VE提案を採用した場合において、必要があるときは、契約の変更を行うものとする。

- 2 委託者は、前項の規定により、契約の変更が行われた場合において、必要があるときは、業務委託料の変更を行うものとする。
- 3 委託者は、前項の変更を行う場合においては、VE提案により業務委託料が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額を、削減しないものとする。

### (提案内容の保護)

第53条 委託者は、VE提案に係る事項について、その後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

**(V E提案に係る部分の品質保証)**

第54条 受託者は、V E提案に係る部分について、その品質を保証するものとする。ただし、特殊なもので第三者の判断によらなければならない場合は、委託者及び受託者の協議によるものとする。

**(責任の所在)**

第55条 委託者が受託者のV E提案等を適正と認め、契約の変更を行った場合においても、受託者の責任が否定されるものでない。

**(V E提案提出費用)**

第56条 V E提案提出費用は、受託者の負担とし、V E提案によって業務委託料が低減すると見込まれる額に含めない。

**(補足)**

第57条 この条項に定めがない事項については、契約書によるほか、必要に応じて委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

## 第8章 受託者の責任等

### (受託者の責任)

第58条 受託者は、第59条、第62条に定める性能を発揮するよう浄水管理センター等の運転を行うものとする。ただし、第39条第5項に記載した場合を除く。

### (放流水質等の基準)

第59条 受託者は、浄水管理センターに流入した下水を各処理工程において適正に管理し、特記仕様書第18条に定める基準を満たして放流するものとする。

2 委託者は、受託者が特記仕様書第18条に定める法定基準又は目標値を達成できなかった場合は、第60条第2項に基づき、基準の未達成内容を明示した上で、受託者に対して改善計画の提出を命ずることができるものとする。ただし、第20条第5項に記載した場合を除く。

3 委託者は、受託者が特記仕様書第18条に定める放流水質等の基準を達成できなかった場合は、第60条第3項、第4項及び第61条第3項に従い対応するものとする。

### (放流水質等の法定基準を達成できない場合の対応)

第60条 委託者は、受託者が放流水質を達成できない場合は、次に掲げる対応を行うものとする。

#### (1) 未達成状況の確認及び報告

(ア)受託者は、計測により放流水質が、放流水質等の法定基準を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告するものとする。

#### (2) 改善計画書の提出

(ア)受託者は、改善計画書の提出を求められてから10日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の指導、監督に従って原因究明や改善対応を行うものとする。

(イ)原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担するものとする。

(ウ)受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、委託者に報告するものとする。

#### (3) 委託料の減額

(ア)放流水質が、放流水質等の法定基準を達成できない場合は、第36条に基づき、委託料を減額するものとする。

#### (4) 契約の解除

(ア)放流水質が、放流水質等の法定基準を達成できない状態が30日以上継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合又は改善計画とおりに業務を行わない場合、委託者は、約款第39条第2項に基づいて契約を解除することができるものとする。

### (放流水質等の目標値を達成できない場合の対応)

第61条 受託者が目標値を達成できない場合は、次に掲げる対応を行うものとする。

#### (1) 未達成状況の確認及び報告

(ア)受託者は、計測により放流水質が、放流水質等の目標値を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告するものとする。

(2) 改善計画書の提出

(ア) 受託者は、原則として主体的に原因究明を行い、委託者は、放流水質等の目標値の未達成状況に応じて、改善計画書の提出を求めることができるものとする。

(イ) 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担するものとする。

(ウ) 受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告するものとする。

(3) 委託料の減額

(ア) 放流水質が、放流水質等の目標値を達成できない場合は、第36条に基づき、委託料を減額するものとする。

**(脱水汚泥性状の基準)**

第62条 受託者は、浄水管理センターから発生する汚泥を各処理工程において適正に管理し、特記仕様書第18条に定める基準を満たすよう処理し、委託者が別途契約する産業廃棄物収集運搬処理業者に引き渡すものとする。

2 委託者は、受託者が特記仕様書第18条に定める遵守基準又は目標値を達成できなかった場合は、第63条第2項及び第64条第2項に基づき、脱水汚泥性状の基準の未達成内容を明示した上で、受託者に対して改善計画の提出を命ずることができるものとする。

3 委託者は、受託者が特記仕様書第18条に定める脱水汚泥性状の遵守基準を達成できなかった場合は、第63条第3項及び第64条第3項に従い対応するものとする。

**(脱水汚泥性状の遵守基準を達成できない場合の対応)**

第63条 委託者は、受託者が脱水汚泥性状の遵守基準を達成できない場合は、次に掲げる対応を行うものとする。

(1) 未達成状況の確認及び報告

(ア) 受託者は、計測により汚泥脱水性状が、汚泥性状の遵守基準を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告するものとする。

(2) 改善計画書の提出

(ア) 受託者は、改善計画書の提出を求められてから10日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の指導、監督に従って原因究明や改善対応を行うものとする。

(イ) 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者の負担とするものとする。

(ウ) 受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告するものとする。

(3) 委託料の減額

(ア) 脱水汚泥が、汚泥性状の遵守基準を達成できない場合は、第36条に基づき、委託料を減額するものとする。

**(脱水汚泥性状の目標値を達成できない場合の対応)**

第64条 受託者が目標値を達成できない場合は、次に掲げる対応を行うものとする。

(1) 未達成状況の確認及び報告

(ア) 受託者は、計測により脱水汚泥が、脱水汚泥性状の目標値を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告するものとする。

(2) 改善計画書の提出

(ア)受託者は、原則として主体的に原因究明を行い、委託者は、脱水汚泥性状の目標値の未達成状況に応じて、改善計画書の提出を求めることができるものとする。

(イ)原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担するものとする。

(ウ)受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告するものとする。

(3) 委託料の減額

(ア)脱水汚泥が、脱水汚泥性状の要求水準を満足しない場合においては、第36条に基づき、委託料を減額するものとする。

## 第9章 その他

### (電力会社及び電力契約)

- 第65条 受託者が電力会社等との契約(契約電力の増減を含む)を変更しようとするときには、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。電力事業者を変更しようとするときも同様とする。
- 2 受託者が、年間5%を超える使用電力の削減を行うときは、その省エネルギーに関する計画を年度ごとに事前に提出し、委託者の承諾を得るものとする。承諾を得ないで実施したエネルギーの削減については、これを委託金額の減額の対象とするものとする。
  - 3 受託者の管理する浄水管理センター等の電気料金には、更新工事等に伴う電気料金を含まないものとする。大幅な電力使用が見込まれるときは、その使用量の計量を行い委託者又は電力の使用者に請求をすることができるものとする。

### (受託者による効率化方策の提案)

- 第66条 受託者は、浄水管理センター等の効率化管理・運営方策に関し、委託者に提案することができるものとする。

### (受託者による投資の提案)

- 第67条 受託者は、業務の効率的、効果的な遂行を図るために、自らの責任と負担により、設備の設置及び既存設備の改良を委託者に対して、提案することができるものとする。
- 2 委託者は、受託者の提案内容を検討し、承諾若しくは不承諾の旨を受託者へ通知することとし、承諾された場合は受託者が設置若しくは改良工事を行うものとする。
  - 3 受託者は、提案に基づく工事を行った場合、その概要について委託者へ報告するものとする。
  - 4 契約終了時の取り扱いについては委託者、受託者が協議して定めるものとする。

### (貸与品等)

- 第68条 委託者が、受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品・諸室等(以下「貸与品等」という。)の名称、数量等、並びに引渡し場所及び引渡し時期は、委託者、受託者協議して別に定めるものとする。主な貸与品については、別紙9を参照のこと。
- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、貸与品等について受託者に所有権、借用権等の権利を与えるものではない。
  - 3 受託者は、業務の完了、契約の終了、発注図書の変更等によって不用となった貸与品等は速やかに委託者に返還するものとする。
  - 4 受託者は、故意又は過失により貸与品等が紛失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償するものとする。
  - 5 貸与品のうち、定期点検及び法定点検を要するものについては、受託者の負担により実施するものとする。

### (安全の確保)

- 第69条 受託者は、労働安全衛生法及びその他の関係法令の定めるところにより、作業の実施に当たらなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な対応を講じ、

労働災害の防止に努めるものとする。

- 2 受託者は、業務履行に当たり、電気、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な作業員の配置を行い、危険防止に努めるものとする。
- 3 受託者は、委託者が発注する工事、修繕、他の委託業務が行われる場合には、常に協力し安全管理に支障がないように対応を講じるものとする。
- 4 受託者は、業務の履行に当たり、安全上障害が生じた場合又は障害を発見した場合には、直ちに必要な対応を講じるとともに、速やかに委託者に報告を行うものとする。委託者は、その報告を受けた場合は、受託者と協議し、追加対応を講じるものとする。

#### (業務の引継ぎ)

第70条 受託者は、次の受託者に対し、履行期間内に業務の引き継ぎを行うものとする。

- 2 次の受託者は、履行期間前に従業員を派遣し、受託者より業務の引き継ぎを受けるものとする。ただし、引き継ぎに要する費用は、次の受託者の負担とする。
- 3 受託者は、次の各号に示す引き継ぎに関する資料を作成するものとする。
  - (1) 各施設、各設備の固有の状況、留意事項
  - (2) 各設備、機器の運転設定状況
  - (3) 運転上の特別な操作状況
  - (4) 薬品、備消耗品の在庫状況
  - (5) その他の留意事項

#### (経費の負担)

第71条 受託者が業務履行上で負担する経費は、特記仕様書第20条に定めるものとする。それ以外の経費については、委託者が負担するものとする。

#### (管轄裁判所)

第72条 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、委託者の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとする。

#### (雑則)

第73条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。